

処 分 基 準

年 月 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第91条
処 分 の 概 要：運転免許付与後の運転免許の条件の付加及び変更
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め：道路交通法第93条第2項（免許証の記載事項） 道路交通法施行規則第23条第1項（適性試験）、第24条第6項（技能試験）
処 分 基 準：身体障害者に係る運転免許の条件は、別紙1を基準としつつ、その者の運動能力に応じた条件を付し、又は変更をするものとする。 聴覚障害者に係る運転免許の条件は、別紙2を基準とする。
問 い 合 わ せ 先：
備 考：